【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			ガス事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人事業税（地方税 13）
		②	上記以外の税目	ー
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 令和４年の法的分離に伴う分社化により不可避的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額について、ガス供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、上記収入金額を控除する。
				《要望の内容》 適用期限を５年間延長する。
				《関係条項》 地方税法附則第９条第 22 項 地方税法施行令附則第６条の２第３項　等
5	担当部局			資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和８年８月 分析対象期間：令和４年度～令和１３年度
7	創設年度及び改正経緯			令和４年度創設
8	適用又は延長期間			５年間（令和９年度～令和１３年度）
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 競争的な市場の整備を目的とするガスシステム改革により、ガスの安定供給等を阻害しないよう、不可避的に追加的な税負担が生じることを回避することを目的とする。
				《政策目的の根拠》 ガスシステム改革を着実に実行するため、平成 27 年 6 月にガス事業法を改正。その一環として、ガス導管部門の一層の中立性を確保するため、ガス小売事業又はガス製造事業を営む特別一般ガス導管事業者及び特別特定ガス導管事業者については、令和 4 年 4 月 1 日に導管事業を法的に分離（分社化）している。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	６．資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	ガス事業者の分社化により不可避的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避することで、ガスの安定供給等への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進めること。

<table>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>ガス事業者の分社化により不可避的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避することで、ガスの安定供給等への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進めることが重要。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>3 社（法的分離の対象となったガス小売事業者）
（単位：件）<table><tr><td>年度</td><td>令和4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>区分</td><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>見込み</td><td>見込み</td></tr><tr><td>適用数</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>年度</td><td>令和9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td></tr><tr><td>区分</td><td>見込み</td><td>見込み</td><td>見込み</td><td>見込み</td><td>見込み</td></tr><tr><td>適用数</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr></table>※資源エネルギー庁調べ。本特例を活用するにはガス事業会計規則に基づき、経済産業大臣の承認を受ける必要があるため、資源エネルギー庁において各年度の実績を把握しているもの。また、これまでに行われた取引は最終保障供給を行うためのものであるが、最終保障供給の義務が課されるのは経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者である。法的分離の対象となった3社のうち、1社は経過措置料金規制が解除されておらず、最終保障供給の義務が課されていないため過去の適用数は2件となっている。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>適用額</td><td>本措置の適用の対象となるグループ会社間取引の額の推移は以下のとおり。
（単位：百万円）<table><tr><td>年度</td><td>令和4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>区分</td><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>見込み</td><td>見込み</td></tr><tr><td>適用額</td><td>0</td><td>11,629</td><td>13,002</td><td>13,002</td><td>13,002</td></tr><tr><td>年度</td><td>令和9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td></tr><tr><td>区分</td><td>見込み</td><td>見込み</td><td>見込み</td><td>見込み</td><td>見込み</td></tr><tr><td>適用額</td><td>13,002</td><td>13,002</td><td>13,002</td><td>13,002</td><td>13,002</td></tr></table>※出典：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（第 221 回国会提出）
※令和7年度以降のグループ会社間取引額については、令和6年度並みになると仮定し資源エネルギー庁にて試算。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>減収額</td><td>本措置の適用の対象となるグループ会社間取引に係る減収額の推移は以下のとおり。
（単位：百万円）<table><tr><td>年度</td><td>令和4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>区分</td><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>見込み</td><td>見込み</td></tr><tr><td>減収額</td><td>0</td><td>91</td><td>101</td><td>101</td><td>101</td></tr><tr><td>年度</td><td>令和9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td></tr><tr><td>区分</td><td>見込み</td><td>見込み</td><td>見込み</td><td>見込み</td><td>見込み</td></tr><tr><td>減収額</td><td>101</td><td>101</td><td>101</td><td>101</td><td>101</td></tr></table></td></tr>
</table>

				※減収額＝適用額×適用税率（0.78%） ※適用税率は、特定ガス供給業の収入金額に係る法人事業税の税率に、特定ガス供給業の収入金額に係る法人事業税の税率に特別法人事業税の税率を乗じた率を加算した率。 ※令和7年度以降のグループ会社間取引額については、令和6年度並みになると仮定し計上。
		④	効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 本措置は、ガス小売事業又はガス製造事業を営む特別一般ガス導管事業者及び特別特定ガス導管事業者と当該事業者から分離した一般ガス導管事業者のいずれも課税方式が収入金課税であることによって、グループ会社間の取引において生じる二重課税を回避するために講じているものである。 これにより、ガス事業者の分社化により不可避的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避し、ガスの安定供給等への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進めることに寄与する。
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置は、ガス小売事業又はガス製造事業を営む特別一般ガス導管事業者及び特別特定ガス導管事業者と当該事業者から分離した一般ガス導管事業者のいずれも課税方式が収入金課税であることによって、グループ会社間の取引において生じる二重課税を回避するために講じているものである。 本措置による直接的な効果である、本措置が無い場合（二重課税が生じる場合）の適用額と本措置がある場合（二重課税が回避される場合）の差額（減収額）は以下のとおり。 [令和4年度推計]0 百万円 [令和5年度推計]91 百万円 [令和6年度推計]101 百万円 [令和7年度推計]101 百万円 [令和8年度推計]101 百万円 [令和9年度推計]101 百万円 [令和 10 年度推計]101 百万円 [令和 11 年度推計]101 百万円 [令和 12 年度推計]101 百万円 [令和 13 年度推計]101 百万円 本措置により、ガス事業者の分社化により不可避的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避し、ガスの安定供給等への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進めることに寄与する。
		⑤	税収減を是認する理由等	本措置は、ガス小売事業又はガス製造事業を営む特別一般ガス導管事業者及び特別特定ガス導管事業者と当該事業者から分離した一般ガス導管事業者のいずれも課税方式が収入金課税であることによって、グループ会社間の取引において生じる二重課税を回避するために講じているものであるため。

11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	ガス事業者の分社化により不可避的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避することで、ガスの安定供給等への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進めるため、税制面での支障を解消する本措置は妥当である。また、本措置は収入金課税という電気やガスといった特定の業態にのみ提供されている税制がなければ措置する必要がないものであることから、補助金等の代替手段ではなく、租税特別措置による措置が適当。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	ガスシステム改革の一つの柱たるガス導管事業の法的分離において、ガス事業者の分社化により不可避的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避するものである。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			ー